

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

1. 分野別の見直し品目及び概要

平成 28 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」から見直しを行う箇所は、以下のとおりである（前文は資料 4－1、物品・役務は資料 4－2、公共工事は資料 4－3 参照）。

なお、物品及び役務については、平成 27 年度の第 3 回特定調達品目検討会において、本年度から 32 年度までの 5 年間における特定調達品目に係る見直しスケジュールが了承されており、平成 28 年度の見直し対象品目について、判断の基準等の見直しの可能性・必要性に関する検討を実施した。

（１）特定調達品目の追加

特定調達品目として新たに以下の 4 品目を追加した。

- 靴
- エネルギー管理システム
- 非常用携帯電源
- 直交集成板

（２）主な見直し内容

① 分野名称の変更

- 「制服・作業服」を「制服・作業服等」に変更し、新たな品目として「靴」を追加

② 庁舎管理に係る判断の基準等の見直し

本年度の見直し対象品目である庁舎管理については、重点検討事項として、特定調達品目検討会の下に「庁舎管理に係る専門委員会」を設置し、省エネルギー・低炭素化の観点から、判断の基準等の見直しに係る検討を実施。なお、見直し内容の詳細については、資料 2 参照。

（３）分野別の見直し品目及び内容

◇文具類

- 文具類共通の判断の基準にポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックに係る配合率の基準を新たに設定（20%以上）

- 共通の判断の基準より高い基準（再生プラスチック配合率 70%以上）を設定している 11 品目について製品全体重量比からプラスチック重量比に変更。併せてポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックに係る配合率の基準を変更（60%以上→35%以上）
- 紙を主要材料とする 4 品目（つづりひも、タックラベル、インデックス及び付箋紙）について製品全体重量比から主要材料比
- のり（固形）及びのり（テープ）について補充用を含む旨品目名称に追加
- アルバムについて台紙を含む旨品目名称に追加
- チョーク及びグラウンド用白線について「製品全体重量比」の文言を削除
- プラスチック製の梱包用バンドについて製品全体重量比からプラスチック重量比に変更
- ボールペンについて、芯の交換が可能であることに対して設定していた経過措置を終了

◇画像機器等

- プリンタ、プリンタ複合機及びインクカートリッジについてインク容器単体の場合の取扱を追記

◇電子計算機等

- ディスプレイについてエネルギー消費効率に係る判断の基準を見直し（国際エネルギースタープログラム Version7.0）
- 記録用メディアについて再生プラスチック配合率に係る判断の基準を引き上げ（30%→40%）

◇オフィス機器等

- デジタル印刷機について特定の化学物質の含有率基準値に係る配慮事項を追加

◇移動電話等

- スマートフォンについてバッテリー等の消耗品の部品保管期限に係る判断の基準の適用を除外

◇家電製品

- 電気冷蔵庫等についてエネルギー消費効率に係る判断の基準を見直し（省エネ法及び多段階評価基準の変更）
- テレビジョン受信機については市場状況を勘案し、受信機型サイズが 39V 型以下のものについてエネルギー消費効率に係る判断の基準の経過措置を延長

- 電気便座については対象を変更するとともに、市場状況を勘案し、エネルギー消費効率に係る判断の基準の経過措置を延長

◇照 明

- LED 照明器具及び LED を光源とした内照式表示灯について誘導灯を対象外とする旨備考に記載

◇制服・作業服等

- 「靴」を特定調達品目として追加

◇インテリア・寝装寝具

- カーテン及び布製ブラインドについてバイオベース合成ポリマー含有率に係る判断の基準の適用に関する経過措置を延長

◇作業手袋

- 作業手袋について植物を原料とする合成繊維に係る判断の基準を追加

◇その他繊維製品

- モップについて回収及び再使用のためのシステムに係る判断の基準の見直し

◇設 備

- 「エネルギー管理システム」を特定調達品目として追加
- 節水機器について新たに流量調整弁及びシャワーヘッドを対象に追加するとともに、吐水口装着型に係る配慮事項を判断の基準に格上げ

◇災害備蓄用品

- 「非常用携帯電源」を特定調達品目として追加

◇公共工事

- 「直交集成板」を特定調達品目として追加
- 再生プラスチック製中央分離帯ブロックについて再リサイクルを考慮した配慮事項を追加
- 品目名称「陶磁器質タイル」を「セラミックタイル」に変更（JIS 規格の改定に伴う変更）
- 照明制御システムの対象から Hf 蛍光灯器具を削除
- 再生材料を使用した型枠のうち、再生プラスチックを使用した型枠について再リサイクルを考慮した配慮事項を追加

- 合板型枠について板面表示に係る経過措置の終了

◇役 務

- 印刷において製本カレンダーに係るリサイクル適性表示の方法を記載
- 食堂について植物油脂を原料とする洗剤を使用する場合の配慮事項を追加
- 庁舎管理について判断の基準等を見直し（資料 2 参照）
- 清掃について古紙再生の阻害要因となる材料を追加、及び植物油脂を原料とする洗剤を使用する場合の配慮事項を追加
- 機密文書処理について提示書類名称の変更、及び調達者への留意事項の記載

2. その他の見直し対象品目について

上記 1 に示した以外の平成 28 年度の見直し対象品目に係る点検結果及び対応は、下表のとおりである。

分野	品目	点検結果及び対応
オフィス機器等	掛時計	現行の判断の基準を満たす製品の市場占有率は高くない状況にあるものの、国等の機関の調達に当たり障害となるような問題が発現していないことから、現段階において見直しは実施しないこととした
設備	生ゴミ処理機	現行の判断の基準等の見直し等の必要性、新たな評価項目に係る基準等の設定等について検討したところであるが、国等の機関における生ゴミ処理機の調達量は必ずしも多くないことも踏まえ、現段階において見直しは実施しないこととした
役務	植栽管理	植栽管理に係る新たな環境負荷項目や環境負荷低減技術等について検討したところであるが、具体的な項目又は技術等が確認できないことから、現段階において見直しは実施しないこととした
	害虫防除	害虫防除に係る新たな環境負荷項目や環境負荷低減技術等について検討したところであるが、具体的な項目又は技術等が確認できないことから、現段階において見直しは実施しないこととした

木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る経過措置について

昨年度の本検討会において、木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る経過措置の削除について検討課題とされ、その取扱いについて検討を行ってきたところ。検討結果及び今後の対応方向については、別 紙参照。

グリーン購入法環境物品等の調達に関する基本方針における
木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る経過措置について

平成 28 年 10 月
林野庁 林政部 木材利用課

1. 対象品目

紙類、文具類、オフィス家具等、インテリア・寝装寝具、公共工事（製材等 8 品目）、役務（印刷）

2. 経緯

平成 18 年度の環境物品等の調達の推進に関する基本方針から、木材・木材を原料とする製品の合法性の確認が判断の基準として設定され、平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結している場合は合法性の確認を不要とする措置が設けられた。

平成 27 年度の基本方針の見直しにおいて、本措置の削除が検討課題とされた。これを受けて、林野庁において、本措置の削除の影響把握のため木材関係業界へのアンケートを実施したが、十分な把握ができなかったことから、本年度に引き続き検討することとされた。

3. 本年度の調査結果

昨年度のアンケート調査の結果から、本措置の削除により最も影響を受けると考えられる全国天然木化粧合単板工業協働組合連合会から、在庫状況等の情報の提供を受けるとともに、同連合会及び全国木材組合連合会から聞き取りを行った。その結果は以下のとおり。

- （１）平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に由来する原料・製品の在庫状況

在庫量（m ³ ）		
	うち H18.4.1 以前のもの（m ³ ）	割合（％）
15,842	1,232	7.8

（全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会調べ）

(2) 業界団体ヒアリングにおける主な意見

(ア) 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

- ① 当業界は、顧客の多様なニーズ（樹種、色、木目等）に応えるため、常に多種類の在庫を抱えて営業しており、その多くが銘木と呼ばれる価値の高いもの。木材の性質上、樹齢に応じ長い乾燥期間が必要となるため、数十年単位の保管を行うのが通例。従って、依然として、平成 18 年 4 月 1 日以前に伐採された原木に由来する在庫を保有する会員が 41 社あり、引き続き保有して販売に供していくことが経営上重要。
- ② 平成 18 年 4 月 1 日以前の在庫には、現在は入手困難なサイズ、質のものも多い。そうしたものを必要とする調達に対応できなくなる。
- ③ 市場で買い付けるものにも、平成 18 年 4 月 1 日以前に伐採された材があり、それらの利用が難しくなる。
- ④ 「ただし書き」が削除されれば、合法木材の証明を必要とする案件に使用できなくなり、価値ある在庫が不良物件となって収支の悪化を招く。
- ⑤ 民間企業間の取引においても、グリーン購入法基本方針の判断基準に適合するものを求められるようになってきているが、これに対応できなくなる。

(イ) 全国木材組合連合会

- ① 昨年度実施した合法木材供給事業者認定団体へのアンケートから、平成 18 年 4 月 1 日以前に伐採した原木由来の原料や製品を取り扱う場合があるため、本措置がなくなることによる支障があるとする団体があり、配慮が必要。
- ② 品目別に見れば、紙類、記録用メディア、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）、コンクリート用型枠（合板型枠）及び役務（印刷）においては支障がないものと考えられる。

4. 対応方向（案）

業界団体アンケート、ヒアリング等から、現在も平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結している原木等を保有及び取引する事業者があり、今後も数十年単位でそのような状態が継続すると想定されるところ、これらの事業者に支障を及ぼさない配慮が必要。

木材・木材製品を原料とする特定調達品目のうち、紙類、記録用メディア、木質再生ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）、及び役務（印刷）については、平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結している原木を使用した製品に限った調達が必要となることは想定しがたく、本経過措置は不要と考えられることから、平成 28 年度をもって経過措置を削除することとする。

一方、文具類、オフィス家具等、インテリア・寝装寝具、製材等（製材、集成

材、合板、単板積層材）及びフローリングについては、平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結している原木を化粧用に使用するものの調達を要する場合があることから、以下の方法により、このような場合において支障が生じないようにする。

案：現行の基本方針の備考欄に記載している「ただし書き」を以下のとおりとする。

「ただし、化粧用に使用する木材であって、市場の実態に照らして長期の保管期間をもって取引されるものに限り、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを納品書に記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。」

（以上）